

御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>窒素含有量及び燐含有量の両表「(注)*改正案では、豚房施設を有するものに限る。」</p>	<p>「(注)*改正案では、牛房施設及び豚房施設を有するものに限る。」に変更願いたい。</p> <p>昨今の飼料価格及び燃料価格の高騰等により酪農を廃業する農家が後を断たず、酪農生産基盤は弱体化の一途をたどっている。</p> <p>今後の生乳の供給が危ぶまれる状況となっている。</p> <p>現状において、排水量50立方メートルを超える牧場はないが、今回の改正(案)は今後、規模拡大及び施設の新設(フラッシュバーン等)を行ない生産の効率化を目指す酪農家の意欲を著しく低下させるものであり、同様の家畜を飼養する豚房施設と同様に現行基準の継続を要望します。</p> <p>現段階での規制強化は、国のかかげる食糧の自給率向上の足かせとなると考えられます。</p> <p>「(注)*改正案では、牛房施設及び豚房施設を有するものに限る。」に変更願いたい。</p> <p>畜産農業に係る特定施設のうち、牛房施設を有するものについてはこれまで排水量が小さく、本県においても現状では排水量50立方メートルを超える事業場はないが、近年の飼料高騰等により経営状況が厳しくなる中で、大幅な規模拡大により低コスト化を図る酪農事業場がでてくるものと想定され、その場合、畜産衛生や労力削減上の観点から、牛房の混合ふん尿を水で洗い流す方式(フラッシュバーン)が採用される可能性が高いと考えられる。</p> <p>酪農経営におけるふん尿混合汚水については、養豚事業場と同様に、原水の窒素濃度、燐濃度が非常に高く、またBODとバランスが悪いうえに、家畜としての特性から気象条件や生育状況等に起因して処理原水の水質・水量が頻繁に変化するため、窒素・燐の除去が大変難しい。加えて、酪農経営はこれまで排水量が小さく、大多数の経営が窒素・燐規制の対象外であったために、養豚経営以上に除去技術の開発・実用化が進んでいない現状にある。</p> <p>仮に、現状の除去設備を導入した場合でも、多大な経費がかかるため、規模拡大より経営効率の向上を図ろうとする事業者にとってのコスト増加要因となり、規模拡大意欲を減退させ、健全な畜産の育成に影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>このため、今回の見直しで牛房施設が一般排水基準に移行した場合、今後出現が想定される大型事業場において、当該基準の達成は困難であることから、牛房施設についても、豚房施設と同様に、現行の暫定排水基準の継続が望ましい。</p>	<p>暫定排水基準は、一般排水基準への対応が著しく困難と認められる業種等について、最大限5年間の期間に限り適用される例外的な基準であり、当該期間内における努力にもかかわらず、当該期間の終期の到来に際し、なお一般排水基準への対応が著しく困難であると認められる場合に限り、基準値の見直しを含む期間の延長を行っています。</p> <p>ご指摘の畜産農業に係る暫定基準の適用事業場のうち、豚房施設を有さない特定事業場については、このたびの見直しに際して行った実態調査の結果、適用対象の特定事業場は全て一般排水基準に対応していたことから、暫定排水基準の延長は行わないこととしたものです。</p> <p>今回、暫定排水基準を延長することとした、豚房施設を有する特定事業場についても平成25年9月末までに一般排水基準に対応することができるよう最善の努力を払うことが求められております。</p> <p>以上により、将来、一般排水基準に対応できない事業場が存在する可能性があることをもって、暫定排水基準を設定することができないことをご理解いただきたく存じます。</p>
<p>2. 窒素・燐に係る暫定排水基準の適用工場・事業場</p>	<p>現在一日当たりの平均的な排水量が50立方メートル未満の工場・事業場に対して「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」に係る暫定排水基準が適用されている業種がありますが、当社では生産量の増加に伴い排水量が50立方メートル以上となる可能性があり、その場合は窒素含有量の一律排水基準に対応することが著しく困難となりますが、本件の暫定基準の対象にはならないでしょうか。</p>	<p>規模拡大等によって窒素含有量に係る排水基準が適用されることとなった場合、暫定排水基準が設定されている業種であれば暫定排水基準が、それ以外の業種であれば一般排水基準が適用されます。</p>